

「レクサスカードの会員規約・規定・特約の改定について」誤表記のお詫びと訂正

2020年12月21日

2020年6月1日（月）に掲載いたしました、「レクサスカードの会員規約・規定・特約の改定について」において、記載内容に一部誤りがございました。

お詫び申し上げますとともに、訂正させていただきます。

また、改定後の規約・規定・特約（全文）につきましては、「レクサスカードの会員規約・規定・特約の改定について」にてご案内いたしましたとおり、本日、当社 WEB サイトに掲載いたしました。

訂正内容

- ・「（3）改定内容」の5行目に記載の「なお、」以降を、以下の通り訂正します。

【誤】 なお、当社所定の発行手数料（改定後の第13条の5第2項ご参照）は、当面の間、無料といたします。

【正】 なお、当社所定の発行手数料は、当面の間、無料といたします。

- ・「（3）改定内容」の「レクサスカード（個人用）会員規約 第13条の5（書面での交付）」を、以下の通り訂正します。

【誤】

レクサスカード（個人用）会員規約 第13条の5（書面での交付）

改定前	改定後（2021年4月1日から）
（新設）	第13条の5（書面での交付）
（新設）	1. 本人会員が、明細 WEB 確認（全明細 WEB 確認特約に規定する「全明細 WEB 確認」を含む）の利用を希望せず、利用代金明細等を記載した書面での送付を希望する場合、当社所定の方法により届け出るものとします。
（新設）	2. 前項の場合、当該本人会員は、当社に対し、利用代金明細等を記載した書面の発行手数料として、発行回数1回につき当社所定の金額を負担するものとします。ただし、法令等によって書面の送付が必要とされる場合は、この限りではありません。
（新設）	3. 本人会員は、前項の発行手数料を、本人会員が承諾した会員規約に定める支払の期日および方法に従い、当社に支払うものとします。

【正】

レクサスカード（個人用）会員規約 第13条の5（書面での交付）

改定前	改定後（2021年4月1日から）
（新設）	第13条の5（書面での交付）
（新設）	本人会員が、明細 WEB 確認（全明細 WEB 確認特約に規定する「全明細 WEB 確認」を含む）の利用を希望せず、利用代金明細等を記載した書面での送付を希望する場合、当社所定の方法により届け出るものとします。

以上